

## 令和7年度 第2回臨時庁議要旨

日時：令和7年12月10日（水）

午前11時～午前11時20分

会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 Terra Drone 株式会社及び株式会社佐藤土木測量設計事務所との熊出没時の無人航空機の使用に関する協定の締結について（産業部）

令和7年度の市内における熊の目撃情報について、令和6年度を大きく上回る75件（令和7年11月末日現在）が寄せられており、日常生活圏への熊の出没及び人的被害が危惧されている。

今般、Terra Drone 株式会社より、熊よけスプレーを搭載した無人航空機の使用に関する協定を締結したい旨の申出があり、無人航空機の貸与等について協議を進めてきた。

また、今回の協定締結に伴うTerra Drone 社製の無人航空機の操作等について、令和6年6月に「災害時における無人航空機による現地調査協力に関する協定」を締結した株式会社佐藤土木測量設計事務所と協議を進めてきた。

3者での協議が調ったことから、熊出没時の無人航空機の使用に関する協定を締結するもの。

##### (1) 主な内容

###### ア 協定内容

日常生活圏内に熊が出没した際、本市の要請に基づき、Terra Drone 株式会社が製作する熊よけスプレーを搭載した無人航空機を株式会社佐藤土木測量設計事務所が操作し、追払いを行う。

###### イ 協定締結期間

協定締結の日から令和9年3月31日まで（以後、1年ごとに自動更新）

##### (2) 今後の予定

協定締結式は令和7年12月22日に実施する予定だったが、Terra Drone 株式会社からの申し出により調整中である。

### [報告事項]

#### 1 令和7年人事院勧告に伴う給与改定について（総務部）

令和7年8月7日、人事院は、国家公務員と民間給与との比較を行った結果、月例給については民間較差（3.62%）を埋めるため、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び俸給月額を引き上げ、ボーナスについても、民間事業所の支給割合を0.05月分下回っていたことから、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分、合わせて0.05月分引き上げる等の勧告を行った。

また、初任給調整手当や交通用具使用者に係る通勤手当の支給額及び限度額の引上げ等の諸手當について、給与制度の見直しの勧告を併せて行った。

本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき、国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。

#### (1) 主な内容

令和7年人事院勧告に準じて、給料表、諸手当の改定を行うこととし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。

##### ア 紙料表の改定（令和7年4月1日に遡及適用）

行政職給料表について、初任給を上級（大卒程度）12,000円、初級（高卒程度）12,300円引き上げ、また、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うとともに、全ての職員を対象に引上げ改定を行い、行政職給料表全体で平均3.4%引上げを行う。

また、医療職、幼稚園職及び労務職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行い、特定任期付職員については全号給において引上げを行う。

##### イ 諸手当の改定

###### ① ボーナスの支給割合の改定（令和7年4月1日に遡及適用）

別紙参照

###### ② ボーナスの役職加算割合の改定（令和8年4月1日から施行）

特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当の役職加算割合を現行の100分の15から100分の40に引き上げるもの。

###### ③ 宿日直手当の改定（令和7年4月1日に遡及適用）

宿日直勤務対象職員（医師等）の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行う（医師の当直勤務：支給月額の限度を21,000円から22,500円とする等）。

###### ④ 通勤手当の改定等

###### （ア） 交通用具使用者に係る通勤手当の支給額（令和7年4月1日に遡及適用）

片道10km以上の各使用距離の区分に応じて定められている支給額を、200円から7,100円までの幅で引き上げる。

###### （イ） 交通用具使用者に係る通勤手当の使用距離区分及び限度額（令和8年4月1日から施行）

上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな使用距離区分を設ける（60km以上31,600円から100km以上66,400円とする）。

###### （ウ） 交通用具使用者のうち駐車場等を利用する職員に係る通勤手当（令和8年4月1日から施行）

1か月当たり5,000円を上限とする手当を新設する。

###### （エ） 月の途中に採用された職員等の通勤手当の支給（令和8年10月1日から施行）

月の途中に採用された場合は、採用月分の通勤手当が支給されていなかったことから、

採用日等から通勤手当を支給できるように所要の改定を行う。

⑤ 初任給調整手当の改定（令和7年4月1日に遡及適用）

医療職給料表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う（支給月額の限度を417,600円とする）。

⑥ 第2種初任給調整手当の新設（令和8年4月1日から施行）

職員の月例給与水準を適切に確保するために、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を月額に換算した額を支給する手当を新設する。

なお、新設により既存の初任給調整手当（上記⑤）の名称を「第1種初任給調整手当」に改める。

ウ 改正が必要となる条例

- ① 石巻市職員の給与に関する条例
- ② 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- ③ 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ④ 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- ⑤ 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- ⑥ 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例

エ 参考（改定による影響額）

別紙参照

（2）今後の予定

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び  
令和7年度各種会計補正予算案について追加提案

## 2 石巻市特別職給料等審議会からの答申に基づく特別職の給料等の改定について（総務部）

「地方公務員の給与制度の改正について（昭和36年2月11日自治事務次官通知）」において、特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、国家公務員の特別職の職員の給与改定、各地方公共団体における特別職に関するここ数年来の給与改定の経緯、各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い、他の地方公共団体との均衡等を総合的に考慮し、適正な改定を行うこととされている。

「市長、副市長及び教育長の給料並びに議会議員報酬（以下「特別職の給料等」という。）」について、本市では平成21年度以降改定を実施していないが、一部の自治体において本年4月1日からの引上げを実施している。

また、本年の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の給与を平均で3.62%引き上げることが決定していることから、本市職員の給与についても、地方公務員法の給与決定原則に基づき、国家公務員の給与に準拠して所要の改定を行うこととしている。

これらの状況を踏まえ、本年10月、本市の特別職の給料等の改定について石巻市特別職給料等審議

会に諮詢を行い、本年の人事院勧告による国の指定職俸給表の引上率を考慮した改定を行うことに加え、更なる行財政改革に取り組むべきとの付帯意見が付された答申を受けた。

石巻市特別職給料等審議会からの答申を踏まえ、特別職の給料等の改定を行うもの。

(1) 主な内容

ア 特別職の給料等の改定

石巻市特別職給料等審議会からの答申を踏まえ、平成21年度における国の指定職俸給表を基準に、令和7年人事院勧告による同俸給表の引上率を考慮し、1.38%の引上げを行う。

職	給料月額及び報酬額		引上額	改定時期
	改 定	現 行		
市 長	1,013,000円	1,000,000円	13,000円	令和8年4月1日
副市長	822,000円	811,000円	11,000円	
教育長	714,000円	705,000円	9,000円	
議 長	552,000円	545,000円	7,000円	
副議長	487,000円	481,000円	6,000円	
議 員	450,000円	444,000円	6,000円	

イ 改正が必要となる条例

- ① 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- ② 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(2) 今後の予定

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について追加提案（施行予定期日：令和8年4月1日）

令和8年 2月 市議会第1回定例会に關係当初予算案について提案

【その他】

なし

以上